

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

1 日時 平成27年4月24日（金）11:58～12:13

2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室

3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所招聘教授

委員 秋山 咲恵 株式会社サキコーポレーション代表取締役社長

<提案者>

西山 隆之 松本市商工観光部商工課課長補佐

<事務局>

藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長

宇野 善昌 内閣府地方創生推進室参事官

富田 育稔 内閣府地方創生推進室参事官

（議事次第）

1 開会

2 議事 超小型無人飛行機による山岳安全支援事業

3 閉会

○藤原次長 続きまして、有限会社GENCORPORATIONと松本市からの提案でございまして、秋山委員もお出ででございますので、趣旨をもう一度御説明申し上げますと、1月15日から2月13日まで1カ月間、御提案を頂戴したのですが、自動飛行、自動走行中心にたくさんの御提案を頂戴したということで、前回、八田座長を中心にヒアリング対象先を御示唆いただきましたので、その中で本日はこちらの松本市にお出でいただいたという趣旨でございます。

時間が限られておりまして、10分以内で、特に制度改正の点などを中心に御説明をいただいた上で、残り10分間、意見交換という形にさせていただきます。

資料、その他議事は公開の扱いでよろしゅうございますでしょうか。

○西山課長補佐 資料に関しまして、私は松本市からまいりましたが、テクニカルチームはGENCORPORATIONで所有しているものです。公開の範疇について、私のほうで責任を持っていないものですから、資料については非公開でお願いできればと思います。

○八田座長 了解しました。

○藤原次長 それでは、八田座長、よろしく願いいたします。

○八田座長 お忙しいところお越しくささいまして、ありがとうございます。

早速、御提案の内容について御説明をお願いいたしたいと思ひます。

○西山課長補佐 まず冒頭、映像資料をお持ちしたので御覧いただきたいと思ひのですが、これは2年前にイギリスのBBCが取材に参りましたときに、GENCORPORATIONが作製しました有人の小型ヘリコプターを番組の中で取り上げていただきました。これは日本というか、世界でよく御覧いただいた画像です。このとき、場所としましては松本市の松本城のある中央公園で撮影した画像でございます。

今回の提案の中身のお話をさせていだきたいと思ひますが、山岳安全支援を中心にして、このヘリコプターを使つていきたいと思いますという中身でございます。

まだ皆さん御記憶に新しいかと思ひますけれども、御嶽山で火山の噴火がございました。ああいった際に、下から人間が近づくに当たつては大変時間もかかる。それから、状況が分からないために安全上に非常に支障があるということで、空からの観測が有効であるということは皆さん御想像のとおりでございます。ただし、現状ではそういったところの上空を飛ぶに当たつては、大気の状態、突発的な噴火等もございしますので、非常に危険が伴うということですので、そういった場合に無人の回轉翼機で接近することによつて、詳細な観測ができるということが挙げられると思ひます。

今回、火山ということで御提案申し上げましたが、近年、登山ブームということで、一応、仕事を卒業された皆様が一部の山岳区域で登山に訪れることが多いのですけれども、その際、予期せぬ疲労ですとか、事故等で遭難という形になることが多ございまして、そういった場合にも迅速な救助の支援になるということで、今回御提案をしております。

具体的な規制の対応ということなのですが、回轉翼機、無人のものに関しましては、それこそ規制がないという状況でありますので、この無人の回轉翼機を使用するに当たつて、麓から山頂まで飛ばしたときに無線で管理をしながら運行するわけなのですが、そちらの無線の出力に関して一定の緩和をお願いしたいということで申請書にも書いてございます。

もう一点、この山岳区域なのですが、ほとんど自然公園の中にあります。自然公園の中を無人機ですので航空法の規制から外れるとは言つても、公園管理上支障があると判断された場合、飛行が難しくなるかなと思ひますので、その際に適切な許可を適切なタイミングで下していただけるようにルールを整備していただければということがお願い事項であります。

何度も申し上げておりますけれども、本来これは有人機からスタートしております。有人機に関しまして、GENCORPORATIONは既に10年以上の実績がございまして、海外にも販売実績がございまして、ただし、有人機でありますと、先ほどお見せしました松本城の公園の中で飛ばすにしても、これはBBCの撮影依頼がありましてから2カ月前に申し込んでいた

いたのですけれども、1カ月半時間がかかっております。

○八田座長 許可を得るのに時間がかかる。

○西山課長補佐 そうです。

○八田座長 それは総務省から。

○西山課長補佐 総務省ではなくて国土交通省の東京空港整備事務所ですが、ここは既に免許のあるパイロットが許可を得た機体を使って、松本城公園、これは以前にも飛行したことがございまして、既に飛行の経験のある場所であっても1カ月半の時間がかかってしまった。そういった厳格なルールに基づいて回転翼機を運用していたのですが、無人機になった途端にルールがないと言われてしまうと、我々も厳格なルールにのっとなって運用していた中では非常に困惑しているという状況があります。

昨今、いわゆるドローンという言い方、いいか悪いかわかりませんが、運用状況というものを例えて言いますと、子どもが無免許で原付のバイクを改造して乗り回しているというような状況に近いのかなと感じています。例えば、そういう状況の中で私は原動機付自転車の免許を持っています。ヘルメットを被ってきちんと保険に入ったバイクに乗って職場に通勤するというような状況であれば、誰も何も言われないうのかなと考えています。

こういうことを申し上げる背景には、今回山岳の安全支援ということで山岳関係者の皆さんにお話を差し上げました。その中で、一応状況を全てお話して、無人機の制御についても既にほぼ確立した状況にあるということをお話差し上げましたが、第一声で出てきた言葉が、そんなことできるわけがないというふうに一蹴されてしまいました。非常に山岳関係の方々には回転翼機に関しては運用もされておりますし、一般の方よりも近い関係にある状況ですが、その方々にとってもいい悪いということではなくて、できるわけがないという言葉で済まされてしまったという現状があります。ですので、適切なルールの中で適切に管理されて運用していくということを発言していくためにも、運用のしやすい適切なルールを適切に運用していくという立場で、皆さん方に御提言いただければと考えております。

私からはこの程度で終わりにしたいと思います。

○八田座長 わかりました。

基本的には電波の出力が低いために無人機でもって火山地帯の探索をしたり、あるいは目的としては登山客の安全確保のために無人機を飛ばしたいときに到達距離が短いから、その電波法を直してもらいたい。それから、自然公園法において制約が付くならば、その制約も緩めてもらいたい。この2点ですね。

○西山課長補佐 はい、そのとおりです。

○八田座長 先ほどの有人のほうについてやたら厳しいというのは、特にそれをやらせてほしいということではなくて、あくまで比較の話ですね。

○西山課長補佐 現段階ではそういったことではなくて、有人機の場合、非常に厳しいルールの中で対応してきたにもかかわらず、あまりにルールのない世界で無人機を運用することについて、私たちには戸惑いがあるということです。

○八田座長 今、電波の出力が低いということを何とかしてくれということと、自然公園法における制約を何とか取ってほしいということとともに、もう少しきちんとした規制も作るべきではないかということですか。

○西山課長補佐 そうですね。無人機に関して一定のルールをお示しいただけると、このルールにのっとって安全に運行していることを周りの方々にお話ができるということです。

○八田座長 御要望はわかりました。

秋山委員、どうぞ。

○秋山委員 今おっしゃった無人機に関するルールですが、具体的にどういうことが決まっていればやりやすいということはございますでしょうか。

○西山課長補佐 先ほども申し上げましたけれども、きちんとした管理者を事前に届けておいて、きちんと事前に認められた機体を使用して、事前に申請したエリアの中であれば、飛行に関して特に事前申請をなくしていただくと、非常に運用がやりやすいのではないかと思います。

○秋山委員 あらかじめ届けておけば、都度申請しなくていいという意味合いですか。

○西山課長補佐 そうです。

○八田座長 今でも無人機は公道の上はダメでしょう。この場合、国立公園で噴火が起きるようなときというのは、結構公道の上も通る可能性がある。そうすると、そういうことのむしろ規制緩和が必要なのではないですか。

○西山課長補佐 そうですね。多分地権者の方が地べたを持っていたとしても、ある一定以上の高度、もちろん航空法に抵触するような高度までとは言いませんけれども、ある一定以上の高度については地権者の同意をいちいち取らなくても飛べるようにしていただければありがたいという気がします。

○八田座長 そうすると、一番ニーズが近いのは噴火のようなときの調査なのですか。そういう目的を例として限定すると随分色々やりやすくなると思うのです。

○西山課長補佐 一番分かりやすい例で挙げさせていただきましたが、要は地上から人間が近付きにくい場所を確認するために、空から近付いて確認をするということが出来るのがメリットだと思っています。

○八田座長 目的としては、例えば、噴火のことでと遭難者の搜索。この二つが主ですね。

○西山課長補佐 はい。

○八田座長 分かりました。

そうすると、自然公園法における規制の内容というのはどういうものなのですか。

○西山課長補佐 先ほど少しお話ししましたけれども、要は所有者、国になるかと思うので

すが、その方の、要は同意を得なければいけない。

○八田座長 それはルール化すればいいということですね。

○藤原次長 自然公園のところの話は新しい話でございます。もし御心配の点があったらもう少し具体的なお話をこういう場合が想定されるとかいう議論があると、我々も関係省庁と議論しやすいものですから、大変申し訳ございません。想定される懸念されるケースを具体的にまたお示しいただくとありがたいと思います。また事務的に調整させていただきます。

○西山課長補佐 分かりました。

○藤原次長 補足ですが、実は官邸の事件がございましたので、今日の午後から、2時半からですが、官房副長官主催でドローンの技術についてのルール作りの緊急の検討会が今日から1カ月1回ぐらいのペースで、政府内で始まります。富屋代理に正式にメンバーになっていただいて、関係省庁とルール作りの議論を早速今日から始まりますけれども、それとドローンの関係は今日も石破大臣は朝から申し上げているのですが、まさに将来のルール作りにも寄与する形での実証、安全性、有効性のチェック、さらにはその用途、技術のポテンシャルの可能性などを実証特区でやっていくことが必要だ。言ってみれば、規制強化、ルール作りのための規制緩和というものをきちんと特区の中でやっていこうということだと思っています。

○八田座長 分かりました。例えば、電波の出力に関して緩和しなければいけないというのは当然だと思います。あと、今の管理者の問題ということを具体的に出していただければ、そこをやっていき、ルール全体についてはこちらのほうで一般的なルールが確立されていく。そういうことなのだと思います。

○西山課長補佐 分かりました。

○八田座長 それでは、よろしいですね。

お忙しいところどうもありがとうございました。